決算特別委員会審査報告

令和8年10月23日

第 376回 定 例 会

ただいま議題となりました議案、認第１号ないし認第22号、令和７年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定の件につきまして、決算特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

決算審査は、申すまでもなく、前年度の予算の適正かつ効率的な執行を検証し、その結果を今後の予算編成と県政運営に反映させる重要な役割を担っております。特に、起債許可団体に移行し、厳しい財政状況を踏まえ財政健全化と未来への投資の両立を目指す本県においては、予算執行状況の確認に加え、県民に対する財政状況そのものの、正確で分かりやすい説明が一層求められているところであります。当委員会は、その認識のもと、去る９月30日の設置以来、11回にわたり、鋭意審査を行ってまいりました。

審査におきましては、議会が果たすべき監視・評価機能の重要性を十分に踏まえつつ、令和７年度予算が、その趣旨・目的に沿って適切に執行されたか、熱心な議論が展開されました。

令和７年度当初予算は、①誰も取り残さない安全安心な兵庫、②若者が輝く兵庫、③活力がわきあがる兵庫、④県政運営基盤の構築の四つの柱を重点施策として編成され、その後、数次にわたる補正予算によって、物価高騰に直面する県民生活の支援等のための経費などが計上されました。当委員会では、予算執行の審査とともに、本県を取り巻く現下の状況において、県として今後どのような施策に取り組んでいくべきかについても議論がなされました。

審査に際して、委員各位から述べられた意見等を二つの区分に分け、まず、「財政状況」について、続いて、「令和７年度県政の重点施策」について、それぞれご報告申し上げます。

はじめに、「財政状況」についてであります。

まず、令和７年度一般会計決算は、県税収入の増加や人件費・社会保障関係経費・公債費の増加により、歳入歳出ともに増加し、歳入は前年度比86億円増の総額２兆3,908億円、歳出は前年度比36億円増の総額２兆3,720億円でありま

した。

決算収支については、実質収支は、円安やインバウンド需要の増加に伴う好調な企業業績を背景とした県税収入の増や歳出不用等により119億8,700万円の黒字となり、後年度の精算分を除いても、63億3,500万円の黒字が確保されました。

次に、基金残高の推移については、県債管理基金の計画的な積戻し等により、基金残高の合計は前年度から189億円増の7,803億円となり、うち財政基金の残高は、前年度から90億円増加して236億円となりましたが、令和８年度当初予算編成に当たり一部を取り崩すことから、令和８年度末残高は106億円となる見込みです。

続いて、主な財政指標については、単年度の実質公債費比率は21.8％で前年度から3.7ポイント悪化し、健全化判断比率である３ヵ年平均の実質公債費比率は19.2％と前年度から1.9ポイント悪化しています。また、将来負担比率は299.3％と前年度から12.0ポイント改善していますが、依然として全国ワーストの水準にあります。

想定を上回る金利上昇等の影響により、令和７年度決算で３ヵ年平均の実質公債費比率が18％を超え、本県は起債許可団体となりました。今後も金利の上昇や物価高騰等に伴う財政負担が見込まれる中、公債費負担適正化計画を推進するための投資事業抑制のほか、歳入歳出全般にわたる改革が必要となるなど、財政運営は予断を許さない状況となっています。

このような財政状況に対して、県債管理基金積戻しのための財源確保、基金集約解消等の基金運用の妥当性、積立不足加算額の管理指標としての位置付けや議会が検証できる形での見える化、県独自の早期警戒基準と対応ルールの設定、想定を上回る金利上昇に備えたリスク管理、県が負担する準公債費や将来負担の削減に向けた工程の明確化、県債格付等への影響と投資家の信頼を得るための取組などについて意見が述べられました。

また、公共用地先行取得等事業債の借換に加え、県債管理基金残高の算定に関しても不適切な事務処理が明らかになったことに対し、その原因やこれまでの取扱いの検証と再発防止策の提示、職員が自発的に点検できる環境づくりなどについて意見が述べられました。

さらに、財政悪化要因の影響の精査、主要な指標や将来のリスクを継続的に検証できる仕組みづくり、財政運営の透明性向上による県民からの信頼回復などが求められました。

次に、今後抑制が求められる投資事業については、防災・減災対策等の将来負担を軽減するための投資や投資規模の抑制と必要な整備・維持管理の両立と県内事業者の活用、投資事業の優先順位の判断基準などについて意見が述べられました。

一方、歳入については、有利な財源や自主財源確保の成果検証や全庁的な共有・展開、県が保有する上場企業株式の売却、ネーミングライツや土木施設、県が持つブランド資産を活用した歳入確保などについて意見が述べられました。

また、県有資産・施設の活用については、価値付与による遊休資産から売却可能資産への転換、県営住宅等の総量削減をはじめとした県有施設の最適化、所有から利用・借上げへの転換、県有施設の部局横断的な有効活用、資産ごとの処分・活用方針の策定などについて意見が述べられました。

さらに、ＰＰＰ・ＰＦＩの抜本的拡充、決算や事業評価結果の翌年度予算編成への反映や事業改善レビューをイノベーション型行財政運営につなげる仕組みづくり、財政規律を担保するための政策決定過程の透明性・実効性の向上、県民にしわ寄せが行くことのない歳出・歳入改革、限られた財源を最大限に生かす行財政運営への転換に向けた覚悟と具体策、過去の財政状況や行革の経緯を踏まえた今後の改革への姿勢や聖域なき改革への知事のリーダーシップなどについて意見が述べられたところであります。

次に、公営企業会計についてであります。

病院事業では、物価高騰や職員の給与改定の影響による費用が増加した一方、収支改善策等により収益も増加し、純損益は昨年度から８億円増加したものの、125億400万円の赤字となりました。このような状況を踏まえ、県立病院の収益確保・費用縮減等による経営改善、医師の働き方改革の取組などについて意見が述べられました。

また、企業庁事業では、収益的収支を有する五つの事業会計の全てで黒字を確保し、五つの会計を合わせた純損益は27億6,500万円の黒字となりました。このような状況を踏まえ、県営水道・工業用水道の需要見通しや新・県営水道ビジョン策定の考え方、地域整備事業の評価や資金不足対策、企業庁の役割と本県の将来につなげる今後の取組などについて意見が述べられました。

続いて、「令和７年度県政の重点施策」についてであります。

一つ目の柱「誰も取り残さない安全安心な兵庫」については、能登半島支援の継続と若手職員の経験、高齢者・障害者世帯向けの感震ブレーカー設置助成、災害時要支援者への対応、特殊詐欺被害防止対策、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害の防止、ひきこもり支援事業の効果検証、ケアリーバーの自立支援、現役世代のがん患者に対する支援の更なる充実などが求められました。

二つ目の柱「若者が輝く兵庫」については、高校授業料無償化や志願者数等を踏まえた県立学校の教育改革、県立大学授業料等無償化の効果検証や今後の財源の見通しと制度見直し、不妊を心配する方へのペア検査助成の検証を踏まえた今後の展開、若者・子育て世帯への住宅支援、外国人人材に対する日本語教育や県内定着対策などが求められました。

三つ目の柱「活力がわきあがる兵庫」については、万博関連施策の費用対効果の検証や今後の事業展開、中小企業や地場産業の支援、水素社会の実現に向

けた取組、持続可能な農業・農村の実現、クビアカツヤカミキリやクマ・カワウ対策、エリアマネジメントや特区活用等による空き家対策などが求められました。

四つ目の柱「県政運営基盤の構築」については、県庁舎整備事業の抜本的見直しや規模縮小等の選択肢との比較検証、本県の魅力発信によるふるさと納税の確保などについて意見が述べられました。

さらに、医療・福祉・介護・農林水産業分野等の人材不足への対応や、本県職員についても、土木職・教員・警察官・県立病院の医師・看護師など専門職をはじめとした人材の確保・育成・定着や職場環境の整備が求められたところです。

このほか、公益通報者保護法に係る県の認識と今後の実効性ある制度運用、県有環境林の簿価による買戻しの妥当性、土木事務所における当初契約から大幅な変更を伴う、県当局が不適切と認めた変更契約の実態や原因の把握と再発防止策、県行政のデジタル化・ＡＩ活用とリスク管理、県営住宅の戸数や入居条件、外国人入居者への対応などについても意見・要望が述べられたところであります。

以上、冒頭申し上げました「財政状況」と「令和７年度県政の重点施策」の二つの観点から、特に議論があった事項についてご報告を申し上げました。

報告の中でも触れましたが、過去の公共用地先行取得等事業債の借換に係る不適切な事務処理が判明し、県財政に対する信頼確保が重要な課題となっています。

さらに、流域下水道事業会計や港湾整備事業特別会計の資金を県債管理基金残高の算定に用いてきたことに関して、既に議会に報告されている実質公債費

比率等の財政健全化指標に修正が生じる可能性が当局から示されています。

今後修正の可能性がある指標をもとに審査を行わざるを得なかったことは大変遺憾であり、当局に対しては、ほかにも不適切な事務処理がないのかも含めてその経緯や原因を十分に検証し、再発防止策を提示するとともに、指標の修正が必要となった場合には、速やかに議会に報告されることを強く求めます。

これから本県は、大変厳しい財政状況の中で県政改革を進めるに当たり、様々な難しい判断を行っていかなければなりません。そのようなときだからこそ、知事と議会、そして県職員との間に真の信頼関係が必要であると考えます。

県当局におかれましては、二元代表制の一翼を担う議会と真摯に議論・対話を積み重ね、適切に行財政運営をなされるとともに、県民や議会への丁寧かつ誠実な説明と信頼関係の構築に努め、財政健全化と未来への投資の両立に向けた取組が進められるよう、強く望むものであります。

最後に、表決の結果について申し上げます。

認第１号、認第２号、認第５号、認第10号、認第11号、認第14号ないし認第17号、認第19号、認第21号、認第22号、以上12件につきましては、賛成多数をもって、また、認第３号、認第４号、認第６号ないし認第９号、認第12号、認第13号、認第18号、認第20号、以上10件につきましては、全会一致をもって、いずれも原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

議員各位におかれましては、何とぞ当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、決算特別委員会の審査報告を終わります。

決 算 特 別 委 員 会 委 員 名 簿

令和８年９月３０日

委員長	風早	ひさお
副委員長	高橋	みつひろ
理事	奥谷	謙一
〃	太田	やすふみ
〃	中村	大輔
〃	竹尾	ともえ
〃	迎山	志保
委員	北村	智
〃	前田	ともき
〃	白井	かずや
〃	庄本	えつこ
〃	小泉	弘喜
〃	大前	はるよ
〃	浜田	知昭
〃	内藤	兵衛
〃	大矢	卓志
〃	谷井	いさお
〃	岸本	かずなお
〃	松本	隆弘
〃	岸口	みのる